

振動規制関係届出書類一覧表

種類	添付書類	届出日	提出部数	根拠法令等	受理書交付
特定施設設置届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設が設置される建物内等の特定施設の設置配置図 ・特定施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（特定施設が設置される事業地内の建物配置、特定施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） ・振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） ・設置される特定施設の仕様書等（特定施設の稼働時の振動値が確認できるもの） 	特定施設の設置の工事の開始日の 30 日前まで	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 6 条関係	有り
特定施設使用届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設が設置される建物内等の特定施設の設置配置図 ・特定施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（特定施設が設置される事業地内の建物配置、特定施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） ・振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） ・設置される特定施設の仕様書等（特定施設の稼働時の振動値が確認できるもの） 	新たに規制対象となった日から 30 日以内	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 7 条関係	有り
特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 ※数の変更…種類及び能力ごとの数が増加しない場合は不要 ※使用の方法の変更…使用の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げを伴わない場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設が設置される建物内等の特定施設の設置配置図 ・特定施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（特定施設が設置される事業地内の建物配置、特定施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） ・振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） ・設置される特定施設の仕様書等（特定施設の稼働時の振動値が確認できるもの） 	変更に係る工事の開始日の 30 日前まで	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 8 条関係	有り
振動の防止の方法変更届出書 ※振動の大きさが増加しない場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設が設置される建物内等の特定施設の設置配置図 ・特定施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（特定施設が設置される事業地内の建物配置、特定施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） ・振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） 	変更に係る工事の開始日の 30 日前まで	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 8 条関係	有り
氏名等変更届出書		変更のあった日から 30 日以内	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 10 条関係	無し
特定施設使用全廃届出書		全ての特定施設を廃止した日から 30 日以内	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 10 条関係	無し
承継届出書		承継のあった日から 30 日以内	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 11 条関係	無し
特定建設作業実施届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業が実施される場所の周辺 100m程度の見取図 ・振動の防止の方法が確認できる書類 ・特定建設作業の概要等が確認できる工事工程表 ・特定建設作業の対象機械等のカタログ等 	特定建設作業の開始日の 7 日前まで	正本 1 部 写し 1 部	振動規制法 第 14 条関係	無し
指定振動施設設置（使用）届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・指定振動施設が設置される建物内等の指定振動施設の設置配置図 ・指定振動施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（指定振動施設が設置される事業地内の建物配置、指定振動施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） ・振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） 	指定施設の設置の工事の開始日の 30 日前まで	正本 1 部 写し 1 部	埼玉県生活環境保全条例 第 52 条及び第 53 条関係	有り

振動規制関係届出書類一覧表

	・設置される指定振動施設の仕様書等（指定振動施設の稼働時の振動値が確認できるもの）				
指定振動施設の種類及び能力ごとの数（指定振動施設の使用方法）変更届出書 ※数の変更…種類及び能力ごとの数が増加しない場合は不要 ※使用の方法の変更…使用の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げを伴わない場合は不要	<p><指定振動施設の数関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定振動施設が設置される建物内等の指定振動施設の設置配置図 指定振動施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（指定振動施設が設置される事業地内の建物配置、指定振動施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） 振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） <p>・設置される指定振動施設の仕様書等（指定振動施設の稼働時の振動値が確認できるもの）</p> <p><指定振動施設の使用関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定振動施設が使用される場所の周辺 100m程度の見取図 振動の防止の方法が確認できる書類 指定振動施設の使用概要等が確認できる工事工程表 指定振動施設の対象機械等のカタログ等 	変更に係る工事の開始日の30日前まで	正本1部 写し1部	埼玉県生活環境保全条例 第54条関係	有り
振動の防止の方法変更届出書 ※振動の大きさが増加しない場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> 指定振動施設が設置される建物内等の指定振動施設の設置配置図 指定振動施設が設置される事業所等の周辺 100m程度の見取図（指定振動施設が設置される事業地内の建物配置、指定振動施設が設置される場所から隣地（住宅地、事業地）までの距離及び隣地用途を記入） 振動の防止の方法が確認できる書類（敷地境界線における振動予測値を記入） 	変更に係る工事の開始日の30日前まで	正本1部 写し1部	埼玉県生活環境保全条例 第54条関係	有り
氏名等変更届出書		変更のあった日から30日以内	正本1部 写し1部	埼玉県生活環境保全条例 第54条関係	無し
指定施設使用等廃止届出書		全ての指定振動施設を廃止した日から30日以内	正本1部 写し1部	埼玉県生活環境保全条例 第54条関係	無し
指定施設等承継届出書		承継のあった日から30日以内	正本1部 写し1部	埼玉県生活環境保全条例 第58条関係	無し